

DNP団体総合生活保険のご案内

ケガ・介護・賠償責任など日常生活の
様々なリスクに備える保険です

DNPグループならではの割安な保険料
40%割引

自転車保険加入
義務化対応!



傷害補償



個人賠償責任



介護補償

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 担当課:本店営業第四部営業第一課
TEL.03-3285-1239

東京海上日動の
ホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

東京海上日動安心110番
(事故受付センター)

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも
「東京海上日動安心110番」へ

0120-720-110

受付時間:24時間365日

お問い合わせ先 加入依頼書提出先

<取扱代理店>

(株)DNPヒューマンサービス 保険サービス本部

フリーダイヤル 0120-473-773

東京都新宿区市谷加賀町1-1-1 DNP市谷左内町ビル9F
TEL.03-3266-3690 FAX.03-3266-3695

大阪府大阪市西区南堀江1-17-28
TEL.06-6110-4470 FAX.06-6110-4475

https://www.dnp-human.co.jp/hoken/dnp/



お問い合わせフォーム



耳マーク

耳の不自由な方は筆談など
対応致しますので申し出ください。

保険期間

保険期間中、いつでもご加入可能!

2023年9月1日 午後4時 から 2024年9月1日 午後4時 まで

保険料払込方法

保険開始月の2か月後の給与より控除開始

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」
のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

本制度はご加入後1年ごとの自動更新となります。

<ご注意>

現在ご加入の方につきましては、2023年7月28日(金)までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡が
ない限り、当団体は今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて保険会社に保険契約を申し込みます。

※この保険は、大日本印刷株式会社を契約者とし、大日本印刷株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員・退職者等を保険の対象となる方とする
団体保険です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として大日本印刷株式会社が有します。

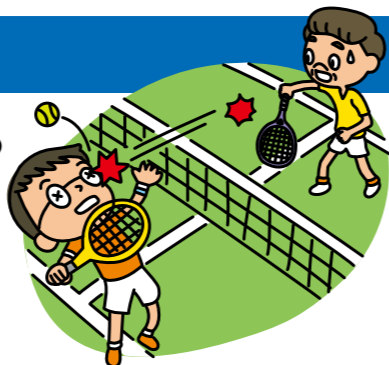


団体総合生活保険はみなさまとご家族の日常生活をお守りする保険です

傷害補償

国内外を問わず日常生活・レジャー中・お仕事中におけるさまざまな事故によるケガを補償します。

P.3~6



日常生活の補償 (オプション)

自転車保険に対応!

個人賠償責任補償

国内外を問わず、日常生活における法律上の損害賠償を補償します。

P.7



**さらに安心の2つのオプションをお選びいただけます
ライフスタイルに合わせて補償をプラス!**

携行品補償

国内外を問わず、外出先での携行品の偶然な事故による損害を補償します。

P.8



ホールインワン・アルバトロス費用

ホールインワンまたはアルバトロス達成時の費用を補償します。

P.8



介護補償

介護が必要な状態となった場合に一時金をお支払します。

P.9~10



DNP グループ団体総合生活保険の特徴

Point① 割引が適用された割安な保険料!

40%の割引 (団体割引 20%、損害率による割引 25%) が適用されます。

Point② ご退職後も継続加入OK!

ご退職後も同じ補償内容でご継続いただくことができます。

Point③ 簡単な告知で加入可能な介護補償!

介護が必要となった際に、公的介護保険制度では対象外となる場合にも対応できます。

Point④ ご家族もご加入いただけます!

ご家族の方のみのご加入、別居のご両親のご加入が可能です。

保険の対象となる方 (被保険者) ご本人*1としてご加入できる方

DNP グループの従業員ご本人とご家族

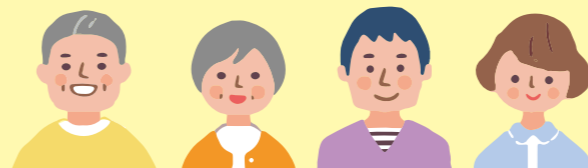
① 従業員ご本人・
従業員ご本人の配偶者



② ①のお子さま
(同居・別居は問いません)



③ ①のご両親・兄弟姉妹
(同居・別居は問いません)



④ ②③以外の同居の親族*2



*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方 (被保険者) ご本人」として記載された方をいいます。
*2 傷害補償 (家族型) の「被保険者本人」としてはご加入頂けません。

- グループ会社の範囲につきましては代理店までお問い合わせください。
- 配偶者および親族の定義については下記をご参照ください。

【用語の解説】

- (1) 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます (以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります)
①婚姻意思*3を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- (2) 親 族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます (配偶者を含みません。)
- (3) 未 婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*3 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

傷害補償

〈パーソナルプラン(本人型)〉



- 1 ケガによる入院、通院を『1日目から』補償します！
- 2 国内外を問わず、日常生活・スポーツ・レジャー・仕事などの偶然な事故によるケガを補償します！
- 3 手術保険金は入院保険金日額の10倍または5倍をお支払いします！

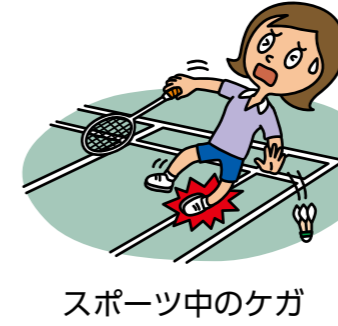
割引
40%

ケガの補償例

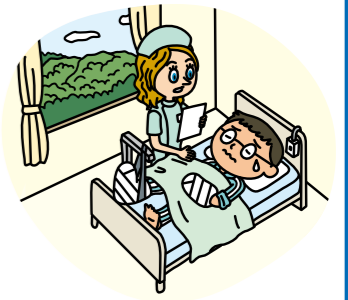
交通事故によるケガ



通勤通学中のケガ



スポーツ中のケガ



旅行中のケガ

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については「補償の概要等」をご確認ください。

手頃な保険料で！エコノミータイプ

傷害+個賠タイプ		P1	P2 おすすめ	P3	P4 ^{*3}	P5 ^{*3}	P6 ^{*3}	E1
傷害補償 (保険金額) 本人型	死亡・後遺障害	100万円	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円	60万円
	入院保険金日額	1,500円	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円	15,000円	1,000円
	手術保険金 ^{*2}	【入院中の手術】入院保険金日額の10倍 【入院中以外の手術】入院保険金日額の5倍						
	通院保険金日額	1,000円	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円	10,000円	600円
個人賠償責任補償 (免責金額 0円) 家族型		国内：無制限 国外：1億円						
保険料 (月々)		480円	820円	1,500円	2,180円	2,850円	3,530円	350円

補償内容
ケガ ^{*1} で死亡されたり、後遺障害が生じたときに補償
ケガ ^{*1} の発生日からのその日を含め180日以内の入院を補償 ※1事故について180日を限度とします
ケガ ^{*1} の発生日からその日を含め180日以内の手術を補償
ケガ ^{*1} の発生日からその日を含め180日以内の通院を補償 ※1事故について90日を限度とします

➔ 個人賠償責任補償については7ページをご覧ください

- *1 「急激かつ偶然な外来の事故」によるケガをいいます。
- *2 傷の処置や抜歯等のお支払い対象外の手術があります。
- *3 こちらのタイプについては新規加入お手続きサイトには表示していません

！ ご注意下さい

※団体の構成員とご家族それぞれが「保険の対象となる方ご本人」としてご加入する場合、ご家族の保険金額が団体の構成員の保険金額を上回らないタイプを選択してください。



さらにオプションで！

➔ オプション補償については8ページをご覧ください

■ 携行品

タイプ (本人型)	S1
保険金額 (免責金額 5,000円)	30万円
保険料 (月々)	100円

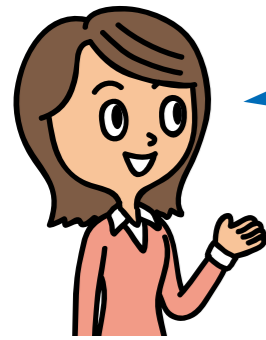


■ ホールインワン

タイプ (本人型)	T1	T2	T3
保険金額 (免責金額 0円)	20万円	30万円	50万円
保険料 (月々)	120円	180円	300円

傷害補償

〈ファミリープラン(家族型)〉



ファミリープランなら家族まとめて安心です！



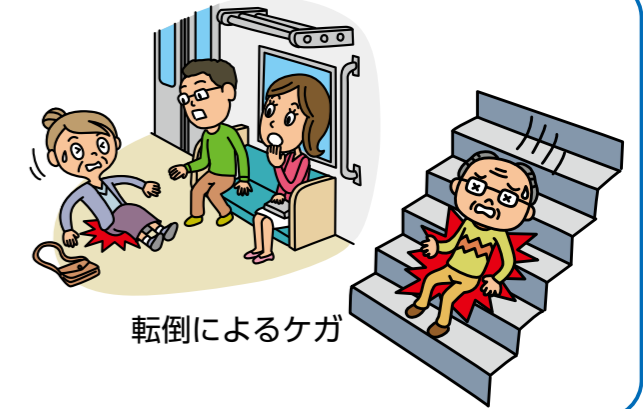
割引
40%

ケガの補償例

子どもが自転車でケガ



交通事故によるケガ



転倒によるケガ

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については「補償の概要等」をご確認ください。

傷害+個賠タイプ		F1 おすすめ	F2	F3
傷害補償 (保険金額)	死亡・後遺障害	100万円	150万円	200万円
	入院保険金日額	1,500円	2,250円	3,000円
	手術保険金*2	【入院中の手術】入院保険金日額の10倍 【入院中以外の手術】入院保険金日額の5倍		
	通院保険金日額	1,000円	1,500円	2,000円
個人賠償責任補償 (免責金額 0円)		国内：無制限 国外：1億円		
保険料 (月々)		1,320円	1,910円	2,520円

補償内容
ケガ*1で死亡されたり、後遺障害が生じたときに補償
ケガ*1の発生日からのその日を含め180日以内の入院を補償 ※1事故について180日を限度とします
ケガ*1の発生日からその日を含め180日以内の手術を補償
ケガ*1の発生日からその日を含め180日以内の通院を補償 ※1事故について90日を限度とします

➡ 個人賠償責任補償については7ページをご覧ください

*1 「急激かつ偶然な外来の事故」によるケガをいいます。
*2 傷の処置や抜歯等のお支払い対象外の手術があります。

！ ご注意下さい

※団体の構成員とご家族それぞれが「保険の対象となる方ご本人」としてご加入する場合、ご家族の保険金額が団体の構成員の保険金額を上回らないタイプを選択してください。

傷害のみタイプ (個人賠償責任補償なし)	Y1	Y2	Y3
保険料 (月々)	1,180円	1,770円	2,380円



さらにオプションで！

➡ オプション補償については8ページをご覧ください

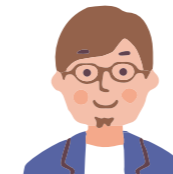
■ 携行品	
タイプ	S2
保険金額 (免責金額 5,000円)	30万円
保険料 (月々)	160円



！ ご加入にあたって

■ 家族型の被保険者 (保険の対象となる方) の範囲について

① 本人*1



② ①の配偶者



③ ①または②の同居の親族



④ ①または②の別居の未婚の子



※「本人」*1、「配偶者」、「親族」および「未婚」についてはP2をご参照ください。
※保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
※個人賠償責任において、ご本人*1が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となります(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)
*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

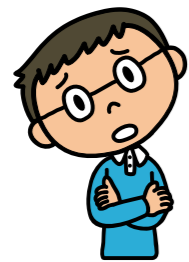
個人賠償責任補償

割引 **40%**

- ご本人またはそのご家族が日常生活において他人にケガをさせたり、他人の財物を壊す等、法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
- 国内無制限（国外1億円）補償なので安心！

！ ご注意下さい

※単独でのお申込はいただけません。傷害補償にセットでのご加入をお願いします。
 傷害補償に関しては、3～6ページをご参照下さい。
 ※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、重要事項説明書記載の「補償の概要等」をご確認下さい。

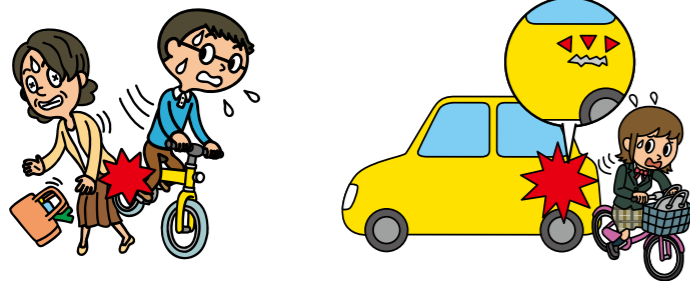


日常生活での賠償責任って…？

〈補償例〉

自転車事故

他人にケガをさせた！ 他人の車にキズをつけた！



自転車利用者に保険加入義務・努力義務を課す自治体が増えています！

自転車保険 条例で加入義務・努力義務の対象自治体



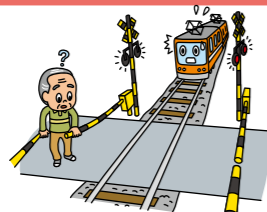
飼い犬が他人にかみついてケガをさせた



友だちから借りたカメラを壊してしまった



線路に立ち入って電車の運行をとめた



子どもが友だちをケガさせた



さらに

安心の示談交渉サービス

日本国内で発生した事故について、相手の方との示談交渉等の手続きを行います。



携行品補償

〈オプション1〉

- 日本国内外を問わず、外出先での携行品の損壊や盗難等偶然な事故による損害を補償します。
 - 1回の事故ごとに5,000円（免責金額）をご自身で負担いただきます。
 - 損害額は保険金額（時価額*）を基準に算定されます。
 - 携行品補償は保険期間を通じて、保険金額を限度に保険金をお支払いいたします。
- *同等のものを新たに購入するのに必要な金額から、使用による消耗分を控除した額。

■ 携行品

タイプ	本人型	家族型
	S1	S2
保険金額 (免責金額 5,000円)	30万円	30万円
保険料 (月々)	100円	160円

旅行先で誤ってカメラを損壊



プレー中に誤ってゴルフクラブを折った



かばんのひったくり



このような場合は補償されません。

- 置き忘れ、紛失
- 単なる汚れやすり傷等機能に支障をきたさない損害
- 被保険者が居住する住宅内で生じた事故による損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波による損害 等

以下のものは補償の対象となりません。

- ※株券、手形などの有価証券(小切手は含みません。)
 - ※携帯電話・ノート型パソコン等
 - ※通帳、キャッシュカード、クレジットカード、プリペイドカード等
 - ※設計図、図案・帳簿 ※コンタクトレンズ、眼鏡、入歯 ※動物、植物
 - ※自動車、自転車、ヨット、ボート、ハングライダー、サーフボード 等
- 詳細については重要事項説明書記載の「補償の概要等」をご確認ください

ホールインワン・アルバトロス費用

〈オプション2〉

- 日本国内の9ホール以上有するゴルフ場において、ゴルフのプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。
- ※ホールインワンの証明として、東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただけます。

■ ホールインワン

タイプ (本人型)	T1	T2	T3
保険金額 (免責金額 0円)	20万円	30万円	50万円
保険料 (月々)	120円	180円	300円



！ ご注意下さい

※単独でのお申込はいただけません。傷害補償にセットでのご加入をお願いします。
 傷害補償に関しては3～4ページをご参照下さい。

介護補償 〈一時金〉

割引 **40%**

突然介護が必要になった場合にも「介護補償」があると安心です！

補償の概要

保険の対象となる方（被保険者）が所定の要介護状態となった場合に、保険金（一時金）をお支払いします。これにより、公的介護保険制度において自己負担となる自宅改修や介護用品購入等の介護に要する費用に備えることができます。

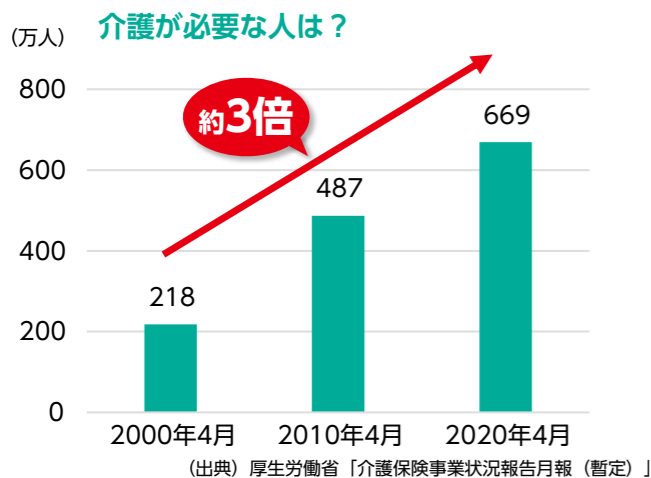
- メリット①** 割安な保険料でご加入いただけます。
- メリット②** 従業員本人・配偶者・同居の親族に加え、別居の両親（従業員の親・配偶者の親）も対象とすることができます。
- メリット③** 公的介護で介護認定を受けられない場合でも保険金をお支払いすることが可能な補償（独自基準追加型*要介護2）タイプです。

*独自基準追加型についてはP11をご参照下さい。



介護に備えることって必要なの…？

要介護・要支援認定者数の推移



公的介護保険制度スタート(2000年)から20年で認定者は約3倍

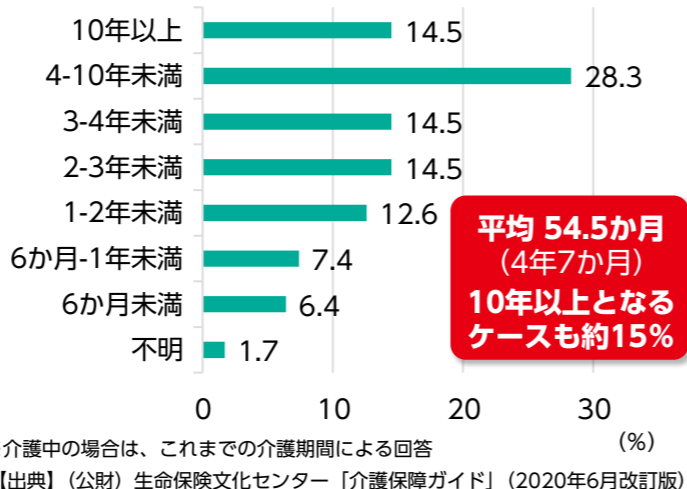
介護が必要となった主な原因

1位	認知症	17.6%
2位	脳血管疾患	16.1%
3位	高齢による衰弱	12.8%
4位	転倒・骨折	12.5%
5位	関節疾患	10.8%

認知症以外でも脳血管疾患・事故などによっても介護が必要となります

出典：厚生労働省「国民生活基礎調査の概況」(令和元年)

介護の期間



介護にかかるお金は？

(出典) 生命保険文化センター「平成30年度生命保険に関する全国実態調査」に基づき東京海上日動ペタラーライフサービス社にて作成

施設タイプ	一時金	月々
公的施設を利用	47.2万円	9.9万円
民間施設を利用	79.0万円	13.8万円
自宅での介護	67.2万円	4.6万円

小 大 小 大

家族への負担(イメージ) 経済的な負担(イメージ)

だから介護にはまとまった資金準備があると安心です

保険金額・保険料表

お手頃な保険料で安心の補償！

保険期間：1年 / 団体割引：20%・損害率による割引：25%

型	本人型			
	KG1	KG2	KG3	
独自基準追加型(要介護2)				
介護補償保険金額	100万円	300万円	500万円	
月払保険料	5~29歳(平成5.9.2~平成30.9.1生)	10円	10円	10円
	30~34歳(昭和63.9.2~平成5.9.1生)	10円	10円	10円
	35~39歳(昭和58.9.2~昭和63.9.1生)	10円	20円	30円
	40~44歳(昭和53.9.2~昭和58.9.1生)	10円	30円	50円
	45~49歳(昭和48.9.2~昭和53.9.1生)	20円	70円	110円
	50~54歳(昭和43.9.2~昭和48.9.1生)	40円	130円	220円
	55~59歳(昭和38.9.2~昭和43.9.1生)	90円	280円	460円
	60~64歳(昭和33.9.2~昭和38.9.1生)	190円	570円	960円
	65~69歳(昭和28.9.2~昭和33.9.1生)	400円	1,200円	2,000円
	70~74歳(昭和23.9.2~昭和28.9.1生)	840円	2,510円	4,190円
75~79歳(昭和18.9.2~昭和23.9.1生)	1,830円	5,500円	9,170円	
80~84歳(昭和13.9.2~昭和18.9.1生)	4,220円	12,670円	21,120円	
85~89歳(更新のみ)	10,100円	30,300円	50,500円	

※保険料は、被保険者の年齢(団体契約の始期日：2023年9月1日時点の年齢をいいます。)によって異なります。

※1年更新型で5歳刻みで保険料が変わります。

※なお、今後の保険金請求の状況などによっては、お引き受けの年齢を制限させていただく可能性がありますので予めご了承願います。

所定の要介護状態とは…？

公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合、または東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に保険金をお支払いします。公的介護保険制度の概要等については11ページをご参照ください。

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について

要介護状態区分	状態像(目安)	軽度	重度
要支援	1	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。	↑
	2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持および状態改善が見込まれる状態。	
要介護	1	要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。	
	2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。	
	3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作および手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。	
4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。	↓	
5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。		

青枠内が補償の目安です。

東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)

次の1、2のいずれにも該当する状態をいいます。

- 下記(1)~(4)のいずれかに合致した場合
 - 歩行ができない (2)寝返りができない (3)入浴その他の複雑な動作等ができない (4)排せつ等日常生活の一部の行為ができない
- 下記(1)、(2)のいずれかのため他人の介護が必要な状態
 - 次の①または②のいずれかに該当する状態
 - 衣類の着脱の際に、下記a~dのうちの2つ以上についてできない状態*1
 - 衣類の着脱の際に、下記a~dのうちの3つ以上についてできない状態*1または見守りを必要とする状態*2
 - ボタンのかけはずし
 - 上衣の着脱
 - ズボンまたはパンツ等の着脱
 - 靴下の着脱
 - 認知症により「所定の要介護状態(要介護2)の追加補償特約」*3に規定する問題行為が2項目以上みられる場合

*1 部分的に介助が必要な場合を含みます。

*2 介護者が手を出して介助は行わないが見守りまたは指示が必要な状態をいいます。

*3 詳細は、重要事項説明書記載の「補償の概要等」をご確認ください。

保険の特徴

傷害補償

日常生活の補償(オプション)

介護補償

Q&A・その他ご案内

保険の対象者 (以下の方で、年齢が満5歳以上満84歳以下 (更新は満89歳以下)の方に限ります。)

DNPグループの従業員ご本人とご家族

① 従業員ご本人・
従業員ご本人の配偶者



② ①のお子さま
(同居・別居は問いません)



③ ①のご両親・兄弟姉妹
(同居・別居は問いません)



④ ②③以外の同居の
親族



※「配偶者」および「親族」の定義についてはP2【用語の解説】をご参照ください。

「独自基準追加型」とは

【「独自基準追加型」とは】

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に加えて、別途、東京海上日動が定めた所定の要介護状態となった場合にも保険金をお支払いするものです。

これは、公的介護保険制度の特徴を踏まえた補償であり、公的介護保険制度による給付の対象外となってしまう「39歳以下の方」が要介護状態になった場合や、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病やケガ」により要介護状態になった場合についても保険金をお支払いできるメリットがあります。

【ご参考:公的介護保険制度の特徴】

特徴①:40歳以上の方のみが対象

⇒「39歳以下の方」が要介護状態になった場合は、給付の対象外!

特徴②:40歳以上64歳以下の方は給付が限定的

⇒40歳以上64歳以下の方は「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)」により要介護状態となった場合のみが給付の対象となり、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」が原因で要介護状態となった場合は給付の対象外!

※公的介護保険制度の詳細については、「公的介護保険制度とは」をご確認ください。

公的介護保険制度とは

【公的介護保険制度の概要】

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

【公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件】

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ●要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ●要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態)

*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。



サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。

また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日

☎ 0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々な悩みにも、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

介護アシスト

自動セット

お電話にて高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間: 電話介護相談: 午前9時~午後5時
いずれも 各種サービス優待紹介: 午前9時~午後5時
土日祝日、年末年始を除く

☎ 0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

*お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただけます。

デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話での
ご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間: 法律相談: 午前10時~午後6時
いずれも 税務相談: 午後2時~午後4時
土日祝日、 社会保険に関する相談: 午前10時~午後6時
年末年始を除く 暮らしの情報提供: 午前10時~午後4時

☎ 0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consult/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください (各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけません。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を指します。婚姻とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、ご説明させていただきます。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)

*医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方(被保険者)ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方(被保険者) **ご自身がありのままにご記入ください。***

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*

※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

介護補償にのみ(追加)加入される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

お申込み後、保険金請求時等に、**告知内容についてご確認ください**場合があります。



告知いただく内容例は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無(予定を含みます。)
- ② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます。)の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無等

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

※告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、<<お問い合わせ先>>までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。

告知に関するお問い合わせは、<<お問い合わせ先>>までご連絡ください。



必ずお読みください

団体総合生活保険の 2022年10月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2022年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認ください。ご不明な点や詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

1 改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償			変更する補償		概要	
①	②	③	改定項目			
○	○		みなし通院における「ギプス等」の規定改定	①傷害補償	②こども傷害補償	③がん補償
				通院日数にかかわる「ギプス等」の規定について、自賠責保険の支払基準に内容および表現を合わせます。		

敬 具

このご案内は、2022年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

共通

Q 保険期間の途中で加入はできますか？

A 現役社員のみ中途加入できます。

Q 家族も加入できますか？

A 加入できます。個人でご加入いただけるプランの他、ご家族の皆様が補償されるファミリー傷害プランのご用意もございます。

Q 退職後も継続加入できますか？

A 退職前と同じ割引率で継続加入ができます。ただし、退職後の再加入・新規加入はできません。

Q 転居した場合は連絡が必要ですか？

A 代理店の DNP ヒューマンサービスまでご連絡をお願いします。

Q 海外での事故であっても補償されますか？

A 補償されます。ただし、ホールインワン・アルバトロス費用補償は国内のみ、個人賠償責任補償の受託物は国内で受託したものに限りです。

傷害補償

Q 新型コロナウイルス感染症は補償されますか？

A 新型コロナウイルス感染症は補償されません。

個人賠償責任補償

Q 自治体で加入義務化がすすんでいる自転車保険に加入するにはどうしたらいいですか？

A 自動車保険や火災保険、傷害保険等に特約として付帯することが可能です。保険の名称は保険会社や保険の種類によって異なりますので、詳しくは代理店の DNP ヒューマンサービスまでお問い合わせください。

携行品補償

Q カバンを電車の網棚に置き忘れてしまいました。補償されますか？

A 置き忘れや紛失は補償されません。

Q スマートフォンが破損してしまいました。補償されますか？

A スマートフォンは補償されません。その他、眼鏡・クレジットカード・自動車も補償されません。詳しくは重要事項説明書記載の「補償の概要等」をご確認ください。

ホールインワン・アルバトロス費用

Q 友達3人でラウンドした際にホールインワンを達成しました。ホールインワン費用は補償されますか？

A 同伴競技者および同伴キャディ等*の両方が目撃した場合やビデオ映像等により客観的に達成を確認できる場合に補償されます。

*同伴キャディ等とは同伴キャディの他、ゴルフ場の使用人、先行・後続のパーティーのプレーヤー等となります。

介護補償

Q 妻の別居の親も加入できますか？

A 加入できます。告知に関しても従業員が補償対象者に代わって告知をすることが可能です。

ご加入内容に関する大切なお知らせ

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ずご確認ください。

●前年同等プランで更新される方

今年度の募集パンフレット等に記載の内容にご同意いただける方につきましては、特段のご加入手続き（加入依頼書のご提出や更新お手続きサイトへのアクセス）は不要です（自動更新になります）。

●変更を希望される方

前年同等プラン以外で更新または解約される場合、現役社員の方は 2023/7/1 ~ 2023/8/11 間に DNP ヒューマンサービス 保険サービス本部のホームページから更新お手続きサイトにアクセスしてください。

退職者の方は 2023/7/28 までに加入依頼書をご提出ください。

上記期間外で、補償変更・被保険者追加・解約等をご希望の場合は DNP ヒューマンサービス 保険サービス本部までご連絡ください。
（お問い合わせ先は裏面に記載）

●新規ご加入の方

現役社員の方は DNP ヒューマンサービス 保険サービス本部のホームページからお手続きサイトにアクセスしてください（詳細は P18 をご参照ください）。

※退職者の方は新規ご加入はできません。

重要事項説明書について

●重要事項説明書には「主な保険金をお支払いしない（免責）事由」「告知・通知義務」等が記載されておりお読みいただくことが重要ですので、加入申込を行う際には、必ず重要事項説明書（契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明）を確認し、同意のうえお申し込みください。ご不明な点等がある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。

●重要事項説明書（契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明）は以下a.bいずれかの方法によりご確認ください。

a. QRコードからアクセス先に掲載の重要事項説明書または、DNPヒューマンサービス 保険サービス本部ホームページに掲載の重要事項説明書をご確認ください。

（重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめいたします）

b. 重要事項説明書の冊子をご希望の場合は、DNPヒューマンサービス 保険サービス本部までご連絡ください。

（お問い合わせ先は裏面に記載）

重要事項
説明書は
こちらから



新規ご加入方法のご案内

お申込みは以下の URL または QR コードからお手続き下さい。

<https://www.dnp-human.co.jp/hoken/dnp/insurance4/>



ご退職者はWebでのお手続きはできません。



「お名前（漢字・フリガナ）」「生年月日」
「社員番号」を入力します。

「お手続きはこちらから」をクリックします。

